

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査、注射、薬浴又は投薬証明書の交付申請)</p> <p>第3条 法第8条（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、<u>検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書（第5号様式）を検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長に提出しなければならない。</u></p> <p>(病性鑑定等の用に供するための許可申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>(発掘の許可申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>(動物用生物学的製剤の使用許可申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>(報告)</p>	<p>(検査、注射等の証明書の交付申請)</p> <p>第3条 法第8条（法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、<u>検査、注射等の証明書交付申請書（第5号様式）を当該家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行った家畜防疫員の所属する家畜保健衛生所の長に提出しなければならない。</u></p> <p>(病性鑑定等の用に供するための許可申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 家畜保健衛生所の長は、法第21条第1項ただし書の規定により病性鑑定等の用に供するための許可をするときは、病性鑑定等の用に供するための許可書（第8号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>(発掘の許可申請等)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 家畜保健衛生所の長は、法第24条ただし書の規定により発掘の許可をするときは、発掘許可書（第10号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>(動物用生物学的製剤の使用許可申請等)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 家畜保健衛生所の長は、法第50条の規定により動物用生物学的製剤の使用の許可をするときは、動物用生物学的製剤使用許可書（第12号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>(報告)</p>

第10条 法第52条の規定による動物の所有者等の報告は、動物の所有者にあつては当該動物の所在地の属する市町の区域を、獣医師にあつては当該獣医師が開設し、又は勤務している診療施設の所在地の属する市町の区域を、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者にあつては当該所有者の住所地の属する市町の区域を、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者にあつては当該催物の開催場所の所在地の属する市町の区域を、化製場、死亡獣畜取扱場又はと畜場の所有者にあつては当該施設の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長にしなければならない。

2 家畜伝染病予防法施行令第3条第1項の規定による市町長の知事への報告は、当該市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長を経由しなければならない。

第10条 法第52条の規定による動物の所有者等の報告は、動物の所有者にあつては当該動物の所在地の属する市町の区域を、獣医師にあつては当該獣医師が開設し、又は勤務している診療施設の所在地の属する市町の区域を、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者にあつては当該所有者の住所地の属する市町の区域を、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者にあつては当該催物の開催場所の所在地の属する市町の区域を、化製場若しくは死亡獣畜取扱場又はと畜場の所有者にあつては当該施設の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長にしなければならない。

2 家畜伝染病予防法施行令第2条第1項の規定による市町長の知事への報告は、当該市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長を経由しなければならない。

第5号様式（第3条関係）

検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあつては、
その名称及び代表
者氏名）

次のとおり（ ）の（検査、注射、薬浴、投薬）証明書の交付を受けたいので、申請します。

家畜の 種類	頭数、羽数 又は群数	手 数 料		所 有 者（管理者）	
		単 価 円	金 額 円	住 所	氏 名
	頭 羽 群				

第5号様式（第3条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

検査、注射等の証明書交付申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあつては、
その名称及び代表
者氏名）

次のとおり（ ）の（検査、注射、薬浴、投薬）証明書の交付を受けたいので、申請します。

家畜の 種類	頭数、羽数 又は群数	手 数 料		所 有 者（管理者）	
		単 価 円	金 額 円	住 所	氏 名
	頭 羽 群				

第7号様式（第5条関係）

病性鑑定等の用に供するための許可申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名） ㊟

次のとおり病性鑑定（学術研究）の用に供したいので、許可されるよう申請します。

家畜の伝染性疾病的の種類		
発 生 年 月 日		年 月 日
病性鑑定（学術研究）の用に供する患畜又は疑似患畜	種 類	
	患畜又は疑似患畜の別	
	頭数又は羽数	頭羽
許 可 申 請 の 理 由		
病性鑑定（学術研究）の用に供する場所		
病性鑑定（学術研究）の用に供する期間		年 月 日から 年 月 日まで

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第5条関係）

病性鑑定等の用に供するための許可申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名） ㊟

次のとおり病性鑑定（学術研究）の用に供したいので、許可されるよう申請します。

家畜の伝染性疾病的の種類		
発 生 年 月 日		年 月 日
病性鑑定（学術研究）の用に供する患畜又は疑似患畜	種 類	
	患畜又は疑似患畜の別	
	頭数又は羽数	頭羽
許 可 申 請 の 理 由		
病性鑑定（学術研究）の用に供する場所		
病性鑑定（学術研究）の用に供する期間		年 月 日から 年 月 日まで

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

病性鑑定等の用に供するための許可書

住所

氏名 (法人にあつては、
その名称及び代表
者氏名)

年 月 日付で申請のあつた病性鑑定等の用に供するための許可につ
いては、家畜伝染病予防法第21条第1項ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 印

家畜の伝染性疾病的の種類		
発 生 年 月 日		年 月 日
病性鑑定(学術 研究)の用に供 する患畜又は疑 似患畜	種 類	
	患畜又は疑 似患畜の別	
	頭数又は羽 数	頭 羽
病性鑑定(学術研究)の用に 供する場所		
病性鑑定(学術研究)の用に 供する期間		年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 条 件		

第9号様式（第6条関係）

発掘許可申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名） ㊟

次のとおり発掘したいので、許可されるよう申請します。

発掘の理由				
発掘の場所				
発掘の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
家畜の伝染性疾患の種類				
発掘しようとする家畜の種類及び頭数若しくは羽数又は物品の名称及び数量	家畜の種類		頭数又は羽数	頭羽
	物品の名称		数量	
埋却の年月日	年 月 日			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第6条関係）

発掘許可申請書

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所

氏名 （法人にあっては、
その名称及び代表
者氏名） ㊟

次のとおり発掘したいので、許可されるよう申請します。

発掘の理由				
発掘の場所				
発掘の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
家畜の伝染性疾患の種類				
発掘しようとする家畜の種類及び頭数若しくは羽数又は物品の名称及び数量	家畜の種類		頭数又は羽数	頭羽
	物品の名称		数量	
埋却の年月日	年 月 日			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

発 掘 許 可 書

住所

氏名 (法人にあつては、
その名称及び代表
者氏名)

年 月 日付で申請のあつた発掘については、家畜伝染病予防法第24条ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

香川県 家畜保健衛生所長 印

発掘の場所				
発掘の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
家畜の伝染性疾患の種類				
発掘しようとする家畜の種類及び頭数若しくは羽数又は物品の名称及び数量	家畜の種類		頭数又は羽数	頭羽
	物品の名称		数量	
許可の条件				

第12号様式 削除

第12号様式 (第9条関係)

動物用生物学的製剤使用許可書

第 号
年 月 日

様

香川県 家畜保健衛生所長 印

年 月 日付で申請のあった動物用生物学的製剤の使用については、
家畜伝染病予防法第50条の規定により、次のとおり許可します。

- 1 使用する動物用生物学的製剤の名称及び製造所の名称
- 2 使用目的
- 3 使用量
- 4 使用する家畜の種類及び頭数又は羽数
- 5 使用する農場の名称及び住所
- 6 使用期間
- 7 使用条件
- 8 常時飼養頭数
- 9 使用に係る獣医師の住所及び氏名
- 10 使用方法
- 11 使用した家畜の標識の種類
- 12 使用した家畜の出荷（他の農場へ出荷する場合を含む。）の予定先の名称及び住所並びに予定種類及び予定頭数

注 8から12までについては、豚コレラ予防液の使用の許可の場合に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 改正前の家畜伝染病予防法施行細則第5号様式、第7号様式及び第9号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。